琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄関係　日本政府援助琉球政府・財政問題(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43571

琉銀関係

ソ カ ヒ

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘

電信写

大臣 次官 事務次官 外務 政務 次官 典務 官房 審議官 審議官 長官 官房 総人 電厚 計 官房 文書 会計 官房 給

総番号(TA) 22929
71年5月7日 14時17分 主管 沖縄 発
71年5月7日 14時24分 本省 着 米北1

外務大臣殿 吉岡 大使 臨時代理大使 総領事 代理

代理会議

第476号 略

往電第452号(4/30日付)に関し → 琉銀問題とは関連性なし、単なる代理会議の引用のみ

7日の会議の概要次の通り。

1。2公社職員の研修につき。フィアリーより。米側は日本側からの非公式申し入れに基づいて近日中に書簡をもつて本土専門家の派遣を正式依頼したい旨述べた。

2。セナガより。4日のりゆう銀株主総会におけるフィアリー演説(往電第477号)につき説明を求めたのに対し。「フ」は右演説では今年の大統領予算教書の関連部分を引用しつつ。米側保有の5/%のりゆう銀株の売却にあたつては特におきなわ住民をゆう先考慮すること。売価及び処理方法については公平を失しないよう現在有名証券会社等の専門家に検討を依頼していることなどを述べたと説明し。更にセナガからの要請に応えて。本件に関する今後の進展振りにつき随時代理会議で説明することを約した。

(了)

審議官 参企析調 / 課長 調査 参領旅移 / 課長 領移 / ア長 参地中東二 北東西 / 米長 参北北保 / 中南課長 参一二 / 欧亜局長 参西東洋 西東二 / 近ア局長 参審ア / 経済協力局長 参次総経国 一源 / 参貿統国三方 / 参政技二 国一理 / 条約局長 参条協規 / 国連局長 参政経科 / 領事移住局長 参道内外 / 文化交流部長 一二

外務省

ソ カ ヒ

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

134

電信写

大臣 次官 事務次官 外務 政務 次官 典務 官房 審議官 審議官 長官 官房 総人 電厚 計 官房 文書 会計 官房 給

総番号(TA) 22930
71年5月7日 14時24分 主管 沖縄 発
71年5月7日 14時25分 本省 着 米北1

外務大臣殿 吉岡 大使 臨時代理大使 総領事 代理

りゆう銀株主総会における民政官演説

第477号 平

往電第476号2。に関し

4日のりゆう銀株主総会において。フィアリーは。米側保有のりゆう銀株の処理につき会文別電第478号の通りの演説を行なつた。同演説で明らかにされた諸点次の通り。

(1)大統領予算教書に述べられた通り。米側は。復帰前の適当な時期に5/%りゆう銀株を売却することとし。その際おきなわ住民をゆう先的に売却対象とする。

(2)株の売価及びその他処理方法については現在有名証券会社等に検討を依頼しているが。右検討結果が得られ次第本土政府及びりゆうきゆう政府と再検討を行ない。最終決定に持ち込む。

(了)

審議官 参企析調 / 課長 調査 参領旅移 / 課長 領移 / ア長 参地中東二 北東西 / 米長 参北北保 / 中南課長 参一二 / 欧亜局長 参西東洋 西東二 / 近ア局長 参審ア / 経済協力局長 参次総経国 一源 / 参貿統国三方 / 参政技二 国一理 / 条約局長 参条協規 / 国連局長 参政経科 / 領事移住局長 参道内外 / 文化交流部長 一二

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

324

電信写

総番号(TA) 22932　　主管
71年5月7日15時00分　沖縄　発
71年5月7日15時20分　本省　着　米北1

外務大臣殿　吉宗　大使　臨時代理大使　総領事　代理

琉銀株主総会における民政官演説

第478号 平
往電第477号 別電

DISPOSAL OF BOR STOCK -- STATEMENT BY CA FEAREY
4 MAY 1971

PRESIDENT SAKIHAMA, FELLOW BANK OF THE RYUKYU STOCKHOLDERS:

AS YOU KNOW, THE UNITED STATES INTENDS TO DIVEST ITSELF OF ALL OF ITS BANK OF RYUKYUS STOCK PRIOR TO REVERSION. PRESIDENT NIXON'S FY 1972 BUDGET, RESENTLY PRESENTED TO THE CONGRESS, STATES AS FOLLOWS: "THE U.S. HOLDINGS IN THE BANK OF THE RYUKYUS WILL BE DISPOSED OF AT AN APPROPRIATE TIME PRIOR TO REVERSION, GIVING PREFERENCE TO RYUKYUAN PURCHASERS."

IN PROCCEEDING AEH THE SALE, OUR GUIDING PRINCIPLE WILL BE ASSURANCE OF THE CONTINUATION AFTER REVERSION OF A SOUND AND VIABLE FINANCIAL INSTITUTION, OPERATING IN COMPLIANCE WITH THE LAWS OF JAPAN

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

AND ENJOYING THE RRUST AND CONFIDENCE OF THE PUBLIC AT LARGE. TO THIS END, WE INTEND TO REVIEW OUR SALES PLANS WITH THE MINISTRY OF FINANCE OF THE JAPANESE GOVERNMENT AND WITH THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS, BEFORE WE PUT THEM INTO EFFECT.

IN ORDER TO ARRIVE AT A FAIR SALES PRICE FOR OUR STOCK, AND ADDITIONALLY TO ASSURE THE JAPANESE GOVERNMENT, THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS AND THE RYUKYUAN PUBLIC THAT THE STOCK PRICE AND THE METHOD OF DISPOSAL ARE FAIR AND EQUITABLE, WE ARE NOW NEGOTIATING OF THE PROFESSIONAL SERVICES OF A WELL KNOWN AND REPUTABLE SECURITIES FIRM TO APPRAISE THE STOCK AND TO SERVE AS OUR CONSULTANT ON THE STOCK SALE. THE RECCOMMENDATION MADE TO US BY THAT FIRM WILL BE REVIEWED BY QUALIFIED AUTHORITIES, FOLLOWING WHICH TH WE WILL REVIEW OUR SALES PLAN AND PROSPECTS WITH THE JAPANESE AND RYUKYUAN GOVERNMENTS. THEN WE WILL ISSUE THE PROSPECTUS TO THE PUBLIC, TOGETHER WITH AN ANNOUNCEMENT OF THE PROCEDURES TO BE FOLLOWED IN THE SALE.

IT IS OUR HOPE THAT THROUGH THESE MEANS THE BANK'S CUSTOMERS, STOCKHOLDERS, OFFICIALS AND EMPLOYEES WILL

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

BE ASSURED THAT THEIR INTERESTS, AS WELL AS THOSE OF THE PUBLIC, HAVE BEEN FULLY PROTECTED.

(3)

-3-

外務省

アメリカ局長
参事官
北米オー課長

秘密標記（赤色）

（　　）第 260 号

昭和 46 年 5 月 8 日

外務大臣　殿

在準備委代表事務所
高瀬代表

（件名）
琉球銀行株主総会における民政官演説

引用公・電信日付・番号　往電第 477 号

標記についての民政府広報局発5月4日付プレス・リリース及び本件民政官演説テキスト、各1部別添送付する。

付属添付 ☒ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：
配付先：

GA-3-1　　在外公館

要処理
首席事務官
総務
外務
外務調査
漁業
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

文書課受信班 46.5.14 受付

1293

DISPOSAL OF BOR STOCK -- STATEMENT BY CA FEAREY

4 MAY 1971

PRESIDENT SAKIHAMA, FELLOW BANK OF THE RYUKYUS STOCKHOLDERS:

AS YOU KNOW, THE UNITED STATES INTENDS TO DIVEST ITSELF OF ALL OF ITS BANK OF RYUKYUS STOCK ~~SHARES~~ PRIOR TO REVERSION. PRESIDENT NIXON'S FY 1972 BUDGET, RECENTLY PRESENTED TO THE CONGRESS, STATES AS FOLLOWS: "THE U.S. HOLDINGS IN THE BANK OF THE RYUKYUS WILL BE DISPOSED OF AT AN APPROPRIATE TIME PRIOR TO REVERSION, GIVING PREFERENCE TO RYUKYUAN PURCHASERS."

IN PROCEEDING WITH THE SALE, OUR GUIDING PRINCIPLE WILL BE ASSURANCE OF THE CONTINUATION AFTER REVERSION OF A SOUND AND VIABLE FINANCIAL INSTITUTION, OPERATING IN COMPLIANCE WITH THE LAWS OF JAPAN AND ENJOYING THE TRUST AND CONFIDENCE OF THE PUBLIC AT LARGE. TO THIS END, WE INTEND TO REVIEW OUR SALES PLANS WITH THE MINISTRY OF FINANCE OF THE JAPANESE GOVERNMENT AND WITH THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS BEFORE WE PUT THEM INTO EFFECT.

IN ORDER TO ARRIVE AT A FAIR SALES PRICE FOR OUR ~~BANK OF RYUKYUS~~ STOCK, AND ADDITIONALLY TO ASSURE THE JAPANESE GOVERNMENT, THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS AND THE RYUKYUAN PUBLIC THAT THE STOCK PRICE AND THE METHOD OF DISPOSAL ARE FAIR AND EQUITABLE, WE ARE NOW NEGOTIATING FOR THE PROFESSIONAL SERVICES OF A WELL KNOWN AND REPUTABLE SECURITIES FIRM TO APPRAISE THE STOCK AND TO SERVE AS OUR CONSULTANT ON THE STOCK SALE. THE RECOMMENDATION MADE TO US BY THAT FIRM WILL BE REVIEWED BY QUALIFIED AUTHORITIES, FOLLOWING WHICH WE WILL REVIEW OUR SALES PLAN AND PROSPECTUS WITH THE JAPANESE AND RYUKYUAN GOVERNMENTS. THEN WE WILL ISSUE THE PROSPECTUS TO THE PUBLIC, TOGETHER WITH AN ANNOUNCEMENT OF THE PROCEDURES TO BE FOLLOWED IN THE SALE.

IT IS OUR HOPE THAT THROUGH THESE MEANS THE BANK'S CUSTOMERS, STOCKHOLDERS, OFFICIALS AND EMPLOYEES WILL BE ASSURED THAT THEIR INTERESTS, AS WELL AS THOSE OF THE PUBLIC, HAVE BEEN FULLY PROTECTED.

NEWS RELEASE
UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT

ニュース．リリーズ：71-75　　1971年5月4日

民政府、琉銀株の売却計画概要を示す

沖縄，浦添，5月4日――琉球列島米国民政府が所有している琉球銀行株式の売却にあたつては、琉銀が「復帰後も健全にして活力ある金融機関として日本法の下、一般大衆の信用と信頼を得ながら存続できる」という確証を得ることが指針となる旨、ロバート．A．ファイアリー民政官は本日語つた。

ファイアリー民政官は、本日午後、那覇の琉銀本店で開かれた琉銀年次株主総会において、民政府が51％を優先所有している琉銀株を処分する計画の概要を説明した。

席上、民政官は、ニクソン大統領が去る1月に議会に提出した1972会計年度予算の中で述べた次のことを引用した。　即ち「米国が所有している琉球銀行の株は復帰以前の適当な時期に、沖縄住民を優先的に購売者として売却されるであろう」。

民政府は目下、ある著名な信用ある証券会社に株式の評価並びに株売却にあたつてのコンサルタント業などの専門業務を依頼すべく交渉中であると民政官は発表した。　このような専門業務を依頼するわけは、「琉銀株の適当な売却価格を決め、かつ株価並びにその処分方法が公正かつ正当であることを日本政府、琉球政府及び沖縄の人々に確約するために」必要であるからであると民政官は説明した。

「その証券会社からの勧告はさらに専門当局によつて検討され、その後、われわれの株売却計画と趣意書を日本政府並びに琉球政府と共に検討することになる。　その後で、趣意書を一般向けに配布すると共に、売却手続きを発表する」と民政官はつけ加えた。

「これらの方法によつて、一般大衆の利益のみならず、銀行顧客、株主、役員並びに行員の利益も十分保護できるものとわれわれは望んでいる」と民政官は結んだ。

琉球銀行は1948年5月4日、米国軍政府布令第一号によつて、米国政府が株の51％を所有して設立されたものであり、第二次世界大戦でいためつけら

れた沖縄の経済を再建する目的を有していた。　琉銀の現在の資本金は1，200万6，358弗である。　琉銀が絶えず順調な発展をなしとげ、琉球経済に重要な貢献をしてきたことは、同行の1950年3月の貸出金残高が167万8，442弗であつたのが、1971年3月には2億184万8，764弗になつたことでもうかがえる。　また、同期間における琉銀の正味資本は21万5，542弗から1，200万6，358弗に増加し、預金高は470万269弗から2億4，806万8，346弗に伸びている。

琉銀は約1，300人の従業員を擁し、全琉に28の支店を有し、東京、大阪にはそれぞれ事務所が置かれ、全世界87の銀行とコルレス契約を結んでいる。

地元金融界では琉銀が琉球経済の発展に寄与するというその設立目的を見事に果してきたものと評価している。

（完）

NEWS RELEASE

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT

APO 96331

FOR IMMEDIATE RELEASE:

NEWS RELEASE: 71-75
May 4, 1971

USCAR OUTLINES PLANS FOR SELLING ITS BANK OF RYUKYUS STOCK

URASOE, Okinawa, May 4 -- Continuation of the Bank of the Ryukyus after reversion as a "sound and viable financial institution, operating in compliance with the laws of Japan and enjoying the trust and confidence of the public at large" will be the guiding principle of the U.S. Civil Administration of the Ryukyus' disposal of its BOR stock, Civil Administrator Robert A. Fearey said today.

Minister Fearey outlined USCAR's plans for disposal of its 51 percent majority interest at the annual stockholders meeting held at BOR in Naha this afternoon.

The Civil Administrator recalled that President Nixon's Fiscal Year 1972 budget presented to the U.S. Congress last January stated that "The U.S. holdings in the Bank of the Ryukyus will be disposed of at an appropriate time prior to reversion, giving preference to Ryukyuan purchasers."

The Civil Administrator disclosed that USCAR is negotiating for the professional services of a well-known and reputable securities firm to appraise the stock and to serve as USCAR's consultant on the stock sale. Such services are being sought, he explained, "in order to arrive at a fair sales price for our BOR stock, and additionally to assure the Government of Japan, the Government of the Ryukyu Islands and the Ryukyuan public that the stock price and the method of disposal are fair and equitable."

"The recommendations made to us by that firm will be reviewed by qualified authorities, following which we will review our sales plan and prospectus with the Government of Japan and the Government of the Ryukyu Islands. Then we will issue the prospectus to the public, together with an announcement of the procedures to be followed in the sale," he added.

"It is our hope that through these means the bank's customers, stockholders, officials and employees will be assured that their interests as well as those of the public have been fully protected," Minister Fearey concluded.

Established under the provisions of Ordinance No. 1 of Headquarters, Ryukyus Command, U.S. Military Government, on 4 May 1948, with a 51% U.S. capital contribution, the Bank of the Ryukyus was charged with helping to resuscitate an economy devastated by World War II. The bank's present capitalization is $12,006,358. Indicative of its steady expansion and vital contributions to the Ryukyuan economy, the bank's outstanding loans rose from $1,678,442 in March 1950 to $201,848,764 in March 1971. During the same period the bank's net worth rose from $215,542 to $12,006,358 and its deposits from $4,700,269 to $248,068,346.

Staffed by some 1,300 employees, the bank has 28 branch offices throughout the Ryukyu Islands, Tokyo and Osaka liaison offices, and a correspondent relationship with 87 banks around the world.

Local financial circles agree that the BOR has outstandingly achieved its charter purpose to contribute to the economic development of the Ryukyu Islands.

(END)

公使

琉銀改組問題に関する銀行局松川審議官
在日米大使館ダイク参事官の応答概要

46.8.27
銀行課

本27日、ダイク参事官が松川審議官を訪問し、琉銀の改組問題について次のような応答を行なった。

(松川) 琉球銀行は琉銀条令により設立されているため、その組織等は本が国商法に基づく株式会社とは非常に異なっており、法務省はこれをそのまま本邦株式会社として受入れることに強い難色を示している。是非とも復帰前に改組手続きをとってほしい。

(ダイク) 返還前に何らかの措置をとりたいと考えている。沖縄民政府から、同問題については次のような方法が考えられるが、MOFは何れが望ましいと考えているか照会があった。

〔第1案〕沖縄返還協定第4条第4項により

大蔵省 (1)

「施政期間中の合衆国当局の指令に基づく作為等の効力を承認する……」と定められているので、琉銀改組は行なわれがそのままの形で日本政府に引き継ぐ。

〔第2案〕琉銀を沖縄商法上の法人に reincorporate させると同時に沖縄銀行法上の要件も備えませる。この reincorporation は民政官の決定によって行なうことができる。なお布令はそのまま存続する。

〔第3案〕布令を改正して、

(a案) 琉銀を沖縄商法上の株式会社と同内容のものとし、商法上の活動ができるように specify する。

(b案) 琉銀を沖縄商法に基づく株式会社に組織替えせよとの規定を入れる。

(松川) 三案中では第2案が最も望ましい。理由は

大蔵省 (2)

沖縄の商法で設立され、沖縄銀行法で免許
を得た銀行は、才士法則への引継ぎが最も容
易である。次善の案は、才3案のb案である。
才1案は絶対困る。才3案bは、銀行業免
許の根拠が布令に残ると思われるので、これを復帰
時に日本の銀行法に切りかえる手続きがかかる
が、琉銀一行のために特別な法的措置をとる
ことは望ましくない。

8 Hiron

◎ 10/4 吉田 — Fairy
〔フィ〕法、技術的難、結論は、14日 待ってくれ
。上院審議のメドつき timing もよいだろう。

〔松〕琉銀株 51% 10月下旬 に Open sale にするといわれ
推測 ている — これが恐らく、この時点が上院シンギと合せて
同時に別解決が便となるのであろう。

大蔵省

◎ その際 USCAR の share holder してでなく
改組、全く行政上のカントク機のみが残る そこで、

◎ 以上の趣旨を米側から文書にされれば better — 米側は好まぬ方がよい。
但し、Prep com にて日本合意の場合
フィアリーが合意するとの記録をとっても可。

◎ そのためにこれは訓令 乾い。(吉岡)
○ 松：1月頃ぐらい至ち instruction 要 本社1へ持参する。

吉岡より Feeney 氏政官へ申入れたメモ

30 Sept. 71

琉球銀行の組織変更について

復帰準備上、早急に琉球銀行を沖縄の商法に基づく株式会社に改組し、更に可能ならば、沖縄の銀行法による銀行業の免許を受けさせていただきたい。

(理由)

(1) 沖縄の一般の銀行は、銀行法上、商法に基づく株式会社でなければならず、又銀行法により免許を受けなければ銀行業を営なむことができない(本土の法制上も同様である。)。

1948年合衆

(2) 琉球銀行は米国軍政府布令第1号によって設立され、特殊法人であり、組織上株式会社に不可欠な定款等を有していない。

"琉球銀行の設立"

1971.5.4 琉銀株主総会にて、フィアリー：米国政府琉銀株売却計画を発表(第2次等細で記載)

GA 6 外務省

(3) 日本政府は、復帰に伴う特別措置法により、沖縄の商法に基づいて設立された株式会社は、本土の商法に基づく株式会社とみなし、又沖縄の銀行法による免許を受けた銀行は、本土の銀行法による免許を受けたものとみなす旨を決めているが、琉球銀行について同様の措置を法律化するためには1法人のために数多くの条文を要する等、立法技術上好ましくないので、復帰前に琉球銀行を沖縄の商法に基づく株式会社に改組する等の措置を講じていただきたい。

GA-6

外務省

秘

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣	事務次官	外務審議官	官房長	官房審議官	官房総務課長	官房人事課長	官房電信課長	官房厚生課長	官房会計課長	官房文書課長	官房給与課長

調査課長	参事官	企画調整室長	参事官	領事移住部長	参事官	旅券課長	査証課長

アジア局長	参事官	地域政策課長	中近東アフリカ課長	東欧課長	北米局長	参事官	北米第一課長	北米第二課長	中南米局長	参事官	中南米第一課長	中南米第二課長	欧亜局長	参事官	西欧第一課長	西欧第二課長	東欧第一課長	東欧第二課長

経済局長	参事官	国際経済第一課長	国際経済第二課長	経済協力部長	参事官	経済協力課長	国際機関第一課長	国際機関第二課長	国際資源課長	参事官	国際経済第三課長	国際貿易課長	経済協力第一課長	経済協力第二課長	技術協力課長	国際協力課長	国際協力第一課長	国際協力第二課長

条約局長	参事官	条約課長	国際法課長	国際連合局長	参事官	国連政治課長	国連経済課長	国連社会課長	国連専門機関課長	軍縮課長	科学原子力課長	情報文化局長	参事官	報道課長	対外広報課長	文化交流課長	海外広報課長	在外広報課長

総番号(TA) 大3380　沖縄
71年10月20日11時00分　発
71年10月〃日11時45分　本省着　主管

外務大臣殿　高瀬(大使)　臨時代理大使　総領事　代理

りゆう銀の復帰前組織替問題

第1079号　略

1. 復帰準備の一かんとして、現在布令により設立されているりゆう銀おりゆうきゆうの商法に基づく株式会社に改組し、更に銀行法に基づく免許を受けさせることについてかねて非公式に民政官とせつしょうせしめていたところ、民政官よりヨシオカあて18日付書簡(空送)を以つて下記のとおり中間回答を申し越した。

(1) 本件はりゆう銀スタッフと民政府で合同で検討中のところ、数週間内に(WITHIN THE NEXT FEW WEEKS)検討を了するだろう。

(2) 復帰前の株式会社化は可能と思うが返かん協定の上院承認後になる。

(3) しかし、銀行業免許はこれより複雑な問題が予見される。即ち、現在までの検討結果ではりゆう銀の業務のSUBSTANTIAL CHANGESをするか、またはりゆうきゆう銀行法の定める免許要件の改正を要するように思われる。例えばりゆう銀の貸出し額は法の定める借

外務省

注　意

1．本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2．本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

入人毎の融資可能限度を超えている。

(4) 復帰前に免許を与えることが本土法による免許の前提条件では必ずしもないとの印象を持つている。

2. 先方の最終態度決定前に追加説明することあらば至急御回電ありたい。

(了)

外務省

アメリカ局長

参事官

北米オー課長

秘密標記（赤色）

（　　）第 645 号

昭和 46 年 10 月 21 日

外務大臣　殿

在 準備委代表事務所
高瀬代表

（件名）

琉銀の復帰前組織替問題

引用公・電信
日付・番号

往電オ1079号に関し、

フィヤリー民政官の吉岡公使宛10月18日

書簡別添のとおり送付する。

付属添付 ☑ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：
省内写配布希望先：

GA-3-1

在外公館

要処理
首席事務官
総務
縄
渉外調査
業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局務

46.10.22

2795

DEPARTMENT OF THE ARMY
UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
OFFICE OF THE CIVIL ADMINISTRATOR
APO SAN FRANCISCO 96248

18 October 1971

Minister Ichiro Yoshioka
GOJ Alternate
Preparatory Commission

Dear Minister Yoshioka:

I am writing in response to our conversation on 1 October 1971 in which you requested that the Bank of the Ryukyus (BOR) be placed under GRI commercial and banking laws. The Civil Administration has carefully considered your request and the document which you left with me in support thereof.

As I am sure you realize, there are many complicated considerations which must be addressed before the requested action can be taken. The BOR staff and the Civil Administration have been working jointly on this task for some time. We expect to complete our study of these matters within the next few weeks. However, in the interest of responding to your query in a timely fashion, I wish to state that it appears BOR will be incorporated under the GRI Commercial Code prior to reversion but not, of course, before necessary legislative support has been secured for the Reversion Agreement of last June 17.

As to licensing the BOR under GRI banking law, greater complications are foreseen. As I have noted, our study in this matter is not yet complete, but at present it appears that such licensing for the BOR would require substantial changes in BOR operations or, alternatively, legislative changes regarding GRI licensing requirements. As an example, some BOR loans which are financially sound nevertheless exceed allowable limits per borrower under the GRI banking law. Further, it is not clear what significance should be attached to qualifying BOR under GRI law. It is the impression of the Civil Administration that this would not be a prerequisite for licensing of the bank under Japanese banking law. This is based on our understanding that while not presently able to qualify under the GRI law, the BOR does substantially fall within the parallel provisions of Japanese banking law and therefore is qualified for licensing after reversion.

I trust that this information will be of assistance.

Sincerely,

Robert A. Fearey
Civil Administrator

(回覧番号 2868) 外務省電信案 (分類)

電信課長

機密表示(極秘・秘の朱印) 秘 無期限

符号表示 暗 略 平

※総第 1102 053 号

※第 347 号

※昭和 46.11.2 年 月 17.24 日 時 分発

(※印欄内は電信課記入)

大至急・至急・普通・LTF

※発電係

大臣
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長

主管局部課(室)名 米北 1

起案 昭和 46 年 11 月 1 日

起案者 森本 電話番号 2466

協議先

条約課長

在 沖縄 高瀬 大使 総領事 臨時代理大使 代理 あて 外務 大臣発

電報 在 大使 総領事 臨時代理大使 代理 あて

件名

琉銀の復帰前組織替問題

貴電第1079号 ~~1.の(1)及び~~ 2. に関し、大蔵省の見解 ~~より、我方の立場を~~ つぎのとおりにつき、~~申入れ~~ ~~越ったので~~ 右を先方に至急説明おきありたい。

1. 沖縄の銀行の本土受入れについては、

(昭和四二・七・一 改正)

GB-1

321

2

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案第53条の「この法律の施行前に、本土法令の規定に相当する沖縄法令の規定によりされた免許……は、……政令で定めるところにより、それぞれ本土法令の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。」に基づき、政令により、沖縄の銀行法による免許を本土の銀行法による免許とみなすことにしているので、琉銀が復帰後引きつづき業務を営むためには、沖縄の銀行法上の免許を受けていることが前提条件となる。

沖縄法上の免許がなければ、琉銀は復帰後にあらためて本土の銀行法に基づく免許申請を提出することとなるが、琉銀に関する特例は右法案に含まれて

GB-3 外務省

いないので、復帰後はその営業の継続が妨げられることとなる。

2. 布令に基づく琉銀の活動範囲と琉銀の沖縄法上の免許取得との間の抵触については、検討中であるが、これまでの琉銀の活動を害することなく、この問題を解決することは、技術的に可能ではないかと思われる。いずれにせよ、免許は1の要件を満たすための形式的に必要なものにすぎないので、営業活動の基礎は布令で与えられることとし、その上に重複的に琉球政府が沖縄法上の免許を賦与することを民政府が了解してくれるだけで十分であると考える。この場合の免許の時期は、復帰の直前でも差支えない。(7)

大蔵省 銀行局
寺沢さん

打電案

公電第1079号1(4)に関し

1 沖縄の銀行の本土受入れについては、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案第53条の「この法律の施行前に、本土法令の規定に相当する沖縄法令の規定によりされた免許、---は、---政令で定めるところにより、それぞれ本土法令の相当規定によりされた処分(又は手続)とみなす。」に基づき、政令により、沖縄の銀行法による免許を本土の銀行法による免許とみなす~~とする~~ことにしているので、琉銀が復帰後引きつづき業務を営むためには、沖縄の銀行法上の免許を受けていることが単純条件となる。沖縄法上の免許がなければ、琉銀は復帰後にあらためて本土の銀行法に基づく免許申請を提出

大蔵省 (　)

することになるが、営業の継続が妨げられることになる。~~この点については~~ 琉銀についての特例は、法案に含まれていないので、復帰後はその

2 布令に基づく琉銀の活動範囲と琉銀の沖縄法上の免許取得との間の抵触については検討中であるが、これまでの琉銀の活動を害することなく、この問題を解決することは技術的に可能ではないかと思われる。いずれにせよ、免許は~~前記~~1の要件を満たすために形式的に必要なものにすぎないので営業活動の基礎は布令で与えられることとしその上に重複的に琉球政府が沖縄法上の免許を賦与することを民政府が了解してくれるだけで~~も足~~十分である

大蔵省 (　)

~~[illegible]~~と考える。この場合の免許の時期は、後帰の直前でも差支えなし。

注　意
1．本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2．本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写　299

大政事外外儀官
務務　典
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給
調査長　参企析調
領移長　参領旅査移
ア長　参地中東
北東西
米長　参北北
中南審　参一二
欧長　参西東
西東
近ア長　参書近
経長　次総経国資源
参貿統国
経協長　参政技一理
国企二
条長　参条協規
国長　参政経科
軍社専
情長　参道内外
文長　一二

総番号（TA）　63267　主管
71年12月3日18時10分　沖縄　発
71年　月　日18時14分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬　大使　臨時代理大使　総領事　代理

りゆう銀の復帰前組織替問題

第1236号　略　至急

貴電米北1第347号及び往電第1079号に関し
1．12月3日付おきなわタイムスは、（1）米民政府はこのほどりゆう銀に対し、同行の性格を商法上の株式会社に改めるよう通告した。（2）このため同行は来年1月15日に臨時株主総会を開き、民立法に基づくふ通銀行に移行することを決定する。（3）今回の米民政府の措置は、りゆう銀条例を改正し、特殊法人のりゆう銀をりゆうきゆう法人に切り替えて復帰に備えるとともに、米民政府保有のりゆう銀株の開放のためであるから、金融筋では株の開法時期を臨時総会後の1月下旬から2月にかけて実施されると見ている。と報じている。
2．これらの点に関し、山本が民政府ホピー経済局長に照会したところ次の通り。
（1）民政府からりゆう銀に対し、文書等により正式に株式会社への改組問題につき通告したという事実はないが、この問題については従来から両者間において話し合いを行

外務省

注　意
1．本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2．本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

なつている。ただし、現段階では民立法の銀行法に基づく免許については検討していない。
（2）りゆう銀の臨時株主総会を来年の1月14日（15日と報ぜられているのは誤り）に招集する予定であり、このために株式名義書換停止公告を既に12月1日に行なつている。
（3）臨時株主総会の議題としては、商法上の株式会社に改組するための諸手続及び民政府保有株式の開放について発表することを予定しているが、米本国当局の承認申請中であり現段階では流動的である。
（了）

（与ママ 3/12）

外務省

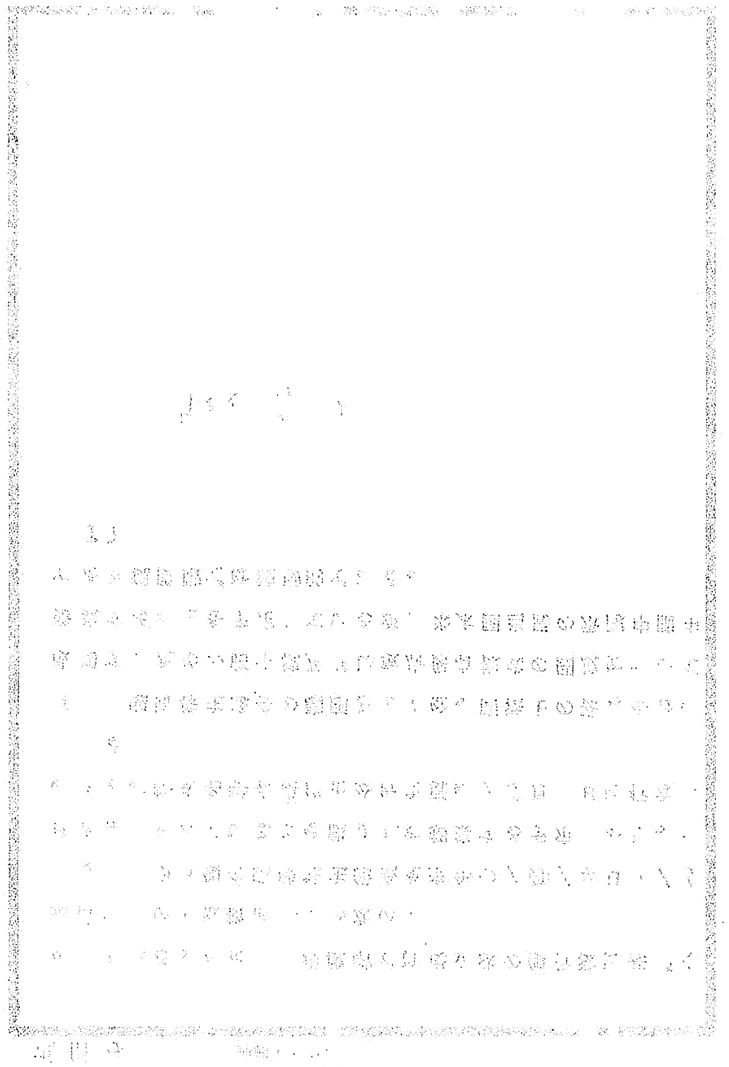

マスター file
琉銀関係 file

注　意
1．本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2．本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写　420

総番号（TA）2145　　主管
712年 01月 14日 19時 40分　沖縄　発
712年 01月 14日 19時 52分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬大使（臨時代理大使）総領事　代理

りゅうきゅう銀行の組織変更及び民政府保有株式の処分

第28号　平　至急

客年往電第1236号に関し

1．りゅうきゅう銀行は14日午後4時から臨時株主総会を開き、第1号議案「条例の一部改正（資本金の増加）」、及び第2号議案「定かんの制定」を承認するとともに、ファアリー民政官が民政府保有りゅう銀株式の放出計画について談話を発表した。

2．第1号議案は、民政府保有株式の放出を容易にするために積立金の資本組入れにより2．25倍の増資を行なうとともに、本土復帰後1株の額面500円への移行を容易にするために従来の額面1ドルを1ドル50セントに変更するものであり、その結果は次の通り。

	現行	変更後
資本金	1，500，000ドル	3，375，000ドル
株数	1，500，000株	2，250，000株
額面金額	1ドル	1．50ドル

大臣 外務 次官 審議官 審議官 長官 総務長 厚生 計画 会計 給与 書文

調査長 参企析調
領事移住長 参領旅査移

ア長 参地中東二 北東二西
次官 参北北二保
中南部長 参一二
欧亜局長 参西東洋 西東二二

近ア長 参書近ア
経済局長 次総経国資源一
参貿統国三
経協長 参政技一理 国企二
条約局長 参多協規
国際法局長 参政経科
情報文化局長 軍社専 参道内外 参一二

外務省

注　意
1．本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2．本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

3．第2号議案は、復帰後適用される本土の銀行法の要件に合致させるために定かんを制定し株式会社に組織変更を行なうものであり、2週間以内にとう記を行なうことにより商法上の株式会社となる。

4．アイアリー民政官の発表した民政府保有株式の放出計画は次の通り。

（1）野村証券及びモーガン・ギャランティ会社による株式の評価作業は完了し、野村証券は株式の売却計画とその内容説明書の準備も完了した。

（2）株式放出の事務手続きの準備は2月末までに完了予定であり、株式の売却は3月初旬に実施予定である。また、株式の購入証明書は3月31日までに購入者に届けられる。

（3）株式を購入できる者は、個人はおきなわに本籍を有する者及び1953年12月25日以降継続しておきなわに居住しているアマミ出身者に限られ、法人はおきなわに本社を有し、かつおきなわに本籍地を有する個人が管理している法人及びおきなわの公共団体である。

（4）購入可能株数は、最高限度は個人3万株、法人4万株であり、最低限度は100株である。

5．なお、民政府は1月14日付でりゅう銀の株式会社への組織変更及び増資のために軍政府布令第1号「りゅうきゅう銀行の設立」の改正を行なった。（了）

外務省

注　意
1．本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2．本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘

電信写　92

総番号（TA）2146　主管
72年1月14日19時50分　沖縄　発
72年1月14日19時52分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬大使　臨時代理大使　総領事　代理

りゆうきゆう銀行の民政府保有株式の処分

第29号　略
往電第28号に関し
冒頭往電の内容を事前通報するに当つてフイアリー民政官はヨシオカに対し、民政府保有株の売却代金はとりあえずりゆう銀内に設置されるGENERAL FUND ACCOUNTに入れるが、最終的には米国国とへ納入することになる。なお、この金額は返かん協定に掲げる3億2千万ドルとは無関係であると述べていたので御参考まで。
（了）

外務省

大臣官房：大政事外外儀官
審議官：務務
審議長：次次　典房
人事厚生計：儀総
文書会計：書
調査長：参企析調
領事移住長：参領旅査移
アジア局長：ア　参地中東二　北東一西
米国局長：米長　参北二　北保
中南米局：中南審欧　参一二
欧亜局長：欧長　参西東洋　西東三
近東アフリカ局長：近ア長　参書近ア
経済局長：経　次総経国資源
国際経済協力部長：経協長　参貿統国三
条約局長：条　参政技一理　国企二
国連局長：国長　参条協規
領事移住部長：領長　参政経科
文化交流部長：文長　軍社専
参道内外
参一二

注　意
1．本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2．本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写　93

総番号（TA）8065　主管
72年2月17日17時35分　沖縄　発
72年2月17日18時49分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬大使　臨時代理大使　総領事　代理

りゆうきゆう銀行の民政府保有株式の処分

第94号　平
往電第28号に関し
米民政府は、17日同政府が所有するりゆう銀株を1株2ドル65セントで1,147,500株放出することとし、購入申込は3月1日から7日までの間りゆう銀本てん及び同銀行支てんで受付ける旨を発表した。（発表文空送）なお、購入資格条件は冒頭往電4.（3）のとおりであり、また、最低購入株数は100株である。
（了）

事務取扱
日銀人知らせ
アラキ北米局長
↑
アラオ大使の息子
フリー1111
従業員は Toledo

外務省

大臣官房：大政事外外儀官
審議官：務務
審議長：次次　典房
人事厚生計：儀総
文書会計：書
調査長：参企析調
領事移住長：参領旅査移
アジア局長：ア　参地中東二　北東一西
米国局長：米長　参北二　北保
中南米局：中南審欧　参一二
欧亜局長：欧長　参西東洋　西東三
近東アフリカ局長：近ア長　参書近ア
経済局長：経　次総経国資源
国際経済協力部長：経協長　参貿統国三
条約局長：条　参政技一理　国企二
国連局長：国長　参条協規
領事移住部長：領長　参政経科
文化交流部長：文長　軍社専
参道内外
参一二

秘密標記（赤色）

アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

（　　）第 78 号
昭和 47 年 2 月 17 日

外務大臣　殿

在準備委代表事務所
高瀬代表

（件名）
琉銀株売却に関する米国政府発表文の送付

引用公・電信日付・番号	往電オ 94 号

標記発表文 4 部別添送付する。

付属添付 [✓] 付属空便（行）[ ] 付属空便（DP）[ ] 付属船便（貨）[ ] 付属船便（郵）[ ]

本信送付先：
本信写送付先：
省内写配布希望先：

GA-3-1　　在外公館

首席事務官
総務
沖縄
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

47.2.18
受付

フピー MOF ONTA

NEWS RELEASE

PLEASE NOTE DATE

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT

URASOE, OKINAWA
(APO SAN FRANCISCO 96248)
TEL: 72153

FOR IMMEDIATE RELEASE:

NEWS RELEASE: 72-23
February 17, 1972

U.S. SHARES IN BOR TO GO ON SALE MARCH 1

URASOE, Okinawa, Feb. 17 -- The U.S. Civil Administration of the Ryukyus (USCAR) today announced the terms and conditions for the sale of U.S. Government-owned shares of common stock in the Bank of the Ryukyus, Limited (BOR).

USCAR is offering 1,147,500 shares of common stock at $2.65 per share. Subscriptions for the shares will be accepted at the principal office and all branch offices of the BOR in the Ryukyus during a one week period, Mar. 1-7.

Any person desiring to purchase the shares, a USCAR spokesman explained, should submit an application form at a BOR office during that period. The application form must be accompanied by a certificate of residence, by a document requesting transfer of the desired shares to the applicant's name, and by a subscription deposit equivalent to the purchase price of the shares desired. The deposit will bear no interest and will be used to pay for the shares after the allotments are made.

Once the application is deposited with a BOR office, it cannot be withdrawn, the spokesman said. He added that the minimum number of shares to be purchased will be 100, with additional purchases to be made in 100-share increments. The maximum purchase by an individual will be limited to 30,000 shares and the maximum for a corporation will be 40,000 shares.

Persons entitled to subscribe to the shares are the following:

-- Ryukyuans with family registers located in the Ryukyu Islands and who have their permanent domiciles in the Ryukyus as of March 1, 1972;

-- Ryukyuan public entities and public corporations;

-- Other Ryukyuan corporations having their principal offices in the Ryukyus and which are controlled by persons with permanent domiciles in the Ryukyus;

-- Amami-Oshimans who have resided in the Ryukyus since prior to Dec. 25, 1953 and who are semi-permanent residents of the Ryukyus.

(Over)

At the close of the subscription period USCAR will allot the shares to be purchased by each subscriber. If the shares are over-subscribed, each subscriber will be notified of his allotted shares as soon as possible after the allotment procedure is completed.

A formal notification of the shares allotted to and paid for by each subscriber will be delivered to the subscriber, along with any part of the subscription deposit not used, between Mar. 17 and 23 at the BOR office at which the application form was presented.

Share certificates will be delivered, beginning Mar. 24, at the same BOR offices.

The spokesman added that the price at which the shares are to be offered, and the procedures by which the offering will be made, were determined with the assistance of the Nomura Securities Company of Tokyo and of its affiliated Research Institute of Technology and Economics.

(END)

NEWS RELEASE

PLEASE NOTE DATE

THE HIGH COMMISSIONER OF THE RYUKYU ISLANDS

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT
URASOE, OKINAWA
(APO SAN FRANCISCO 96248)
TEL: 72153

ニュース・リリース：72-23　　1972年2月17日

米国の琉銀株、3月1日から売却

沖縄，浦添，2月17日――米国民政府は、今日、　米国政府が所有する琉球銀行の普通株を売却する条件を発表した。

米国民政府は、一株2ドル65セントで、1,147,500 株を放出することになつている。

株の購入申込は、3月1日から7日までの一週間、琉球銀行の本店及びすべての支店で受け付けることになつている。

株の購入希望者は、3月1日から7日までの間に、琉銀の本店か支店に購入申込書を提出しなければならないと民政府スポークスマンは語つた。　又、購入申込書の他に、住民票、購入希望株を申請者名義に譲渡することを要請した書類及び購入希望株数の購入価格に相当する購入預金を添えて提出しなければならない。　この購入預金には利息はつかず、株の割り当が行なわれた後に、株の購入金にあてられる。

一端、申込書を琉銀に提出すると、それを取り消すことは出来ないと同スポークスマンは語り、更に、最低購入株数は100株とし、100株づつ上積することとするとつけ加えた。　個人の最高購入株数は、30,000 株、そして、法人の最高購入株数は40,000 株を限度とする。

株の購入資格条件は次の通りである。

――　沖縄に戸籍を有し、1972年3月1日現在、沖縄に本籍を有する者.

――　沖縄の公共団体及び公社.

――　沖縄に本社をもち、しかも沖縄に本籍を有する者が管理している沖縄の法人.

――　1953年12月25日以来、継続して沖縄に居住している奄美出身者で沖縄に永住権を有する者.

購入申込期間が終つた後、米国民政府は、各応募者に売却する株の割り当てを行なう。もし、株の購入応募者の数が売却株よりも上まわつた場合は、株の割り当て手続が完了次第、株の割り当てについて各応募者に通知することになつている。

各応募者による支払い済みの割り当て株に関する正式の通知書は未使用の購入預金と共に、来る３月１７日から２３日の間に、申込書を提出した琉銀の事務所で各応募者に渡される。

株の購入証明書は、上記の琉銀事務所で３月２４日から配り始めることになつている。

売却される株の価格及び株の売却方法は、東京の野村証券会社とその子会社である野村技術経済調査研究所の援助を得て決定された、と同スポークスマンは語つた。

（完）

NEWS RELEASE

PLEASE NOTE DATE

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT
URASOE, OKINAWA
(APO SAN FRANCISCO 96248)
TEL: 72153

FOR IMMEDIATE RELEASE:

NEWS RELEASE: 72-23
February 17, 1972

U.S. SHARES IN BOR TO GO ON SALE MARCH 1

URASOE, Okinawa, Feb. 17 -- The U.S. Civil Administration of the Ryukyus (USCAR) today announced the terms and conditions for the sale of U.S. Government-owned shares of common stock in the Bank of the Ryukyus, Limited (BOR).

USCAR is offering 1,147,500 shares of common stock at $2.65 per share. Subscriptions for the shares will be accepted at the principal office and all branch offices of the BOR in the Ryukyus during a one week period, Mar. 1-7.

Any person desiring to purchase the shares, a USCAR spokesman explained, should submit an application form at a BOR office during that period. The application form must be accompanied by a certificate of residence, by a document requesting transfer of the desired shares to the applicant's name, and by a subscription deposit equivalent to the purchase price of the shares desired. The deposit will bear no interest and will be used to pay for the shares after the allotments are made.

Once the application is deposited with a BOR office, it cannot be withdrawn, the spokesman said. He added that the minimum number of shares to be purchased will be 100, with additional purchases to be made in 100-share increments. The maximum purchase by an individual will be limited to 30,000 shares and the maximum for a corporation will be 40,000 shares.

Persons entitled to subscribe to the shares are the following:

-- Ryukyuans with family registers located in the Ryukyu Islands and who have their permanent domiciles in the Ryukyus as of March 1, 1972;

-- Ryukyuan public entities and public corporations;

-- Other Ryukyuan corporations having their principal offices in the Ryukyus and which are controlled by persons with permanent domiciles in the Ryukyus;

-- Amami-Oshimans who have resided in the Ryukyus since prior to Dec. 25, 1953 and who are semi-permanent residents of the Ryukyus.

(Over)

At the close of the subscription period USCAR will allot the shares to be purchased by each subscriber. If the shares are over-subscribed, each subscriber will be notified of his allotted shares as soon as possible after the allotment procedure is completed.

A formal notification of the shares allotted to and paid for by each subscriber will be delivered to the subscriber, along with any part of the subscription deposit not used, between Mar. 17 and 23 at the BOR office at which the application form was presented.

Share certificates will be delivered, beginning Mar. 24, at the same BOR offices.

The spokesman added that the price at which the shares are to be offered, and the procedures by which the offering will be made, were determined with the assistance of the Nomura Securities Company of Tokyo and of its affiliated Research Institute of Technology and Economics.

(END)

NEWS RELEASE

PLEASE NOTE DATE

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT
URASOE, OKINAWA
(APO SAN FRANCISCO 96248)
TEL: 72153

ニュース・リリース：72-23　　1972年2月17日

米国の琉銀株、3月1日から売却

沖縄，浦添，2月17日――米国民政府は、今日、　米国政府が所有する琉球銀行の普通株を売却する条件を発表した。

米国民政府は、一株2ドル65セントで、1,147,500 株を放出することになつている。

株の購入申込は、3月1日から7日までの一週間、琉球銀行の本店及びすべての支店で受け付けることになつている。

株の購入希望者は、3月1日から7日までの間に、琉銀の本店か支店に購入申込書を提出しなければならないと民政府スポークスマンは語つた。　又、購入申込書の他に、住民票、購入希望株を申請者名義に譲渡することを要請した書類及び購入希望株数の購入価格に相当する購入預金を添えて提出しなければならない。　この購入預金には利息はつかず、株の割り当が行なわれた後に、株の購入金にあてられる。

一端、申込書を琉銀に提出すると、それを取り消すことは出来ないと同スポークスマンは語り、更に、最低購入株数は100株とし、100株づつ上積することとするとつけ加えた。　個人の最高購入株数は、30,000 株、そして、法人の最高購入株数は40,000 株を限度とする。

株の購入資格条件は次の通りである。

―― 沖縄に戸籍を有し、1972年5月1日現在、沖縄に本籍を有する者.

―― 沖縄の公共団体及び公社.

―― 沖縄に本社をもち、しかも沖縄に本籍を有する者が管理している沖縄の法人.

―― 1953年12月25日以来、継続して沖縄に居住している奄美出身者で沖縄に永住権を有する者.

購入申込期間が終つた後、米国民政府は、各応募者に売却する株の割り当てを行なう。もし、株の購入応募者の数が売却株よりも上まわつた場合は、株の割り当て手続が完了次第、株の割り当てについて各応募者に通知することになつている。

各応募者による支払い済みの割り当て株に関する正式の通知書は未使用の購入預金と共に、来る3月17日から23日の間に、申込書を提出した琉銀の事務所で各応募者に渡される。

株の購入証明書は、上記の琉銀事務所で3月24日から配り始めることになつている。

売却される株の価格及び株の売却方法は、東京の野村証券会社とその子会社である野村技術経済調査研究所の援助を得て決定された、と同スポークスマンは語つた。

(完)

NEWS RELEASE

PLEASE NOTE DATE

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT
URASOE, OKINAWA
(APO SAN FRANCISCO 96248)
TEL: 72153

FOR IMMEDIATE RELEASE:

NEWS RELEASE: 72-23
February 17, 1972

U.S. SHARES IN BOR TO GO ON SALE MARCH 1

URASOE, Okinawa, Feb. 17 -- The U.S. Civil Administration of the Ryukyus (USCAR) today announced the terms and conditions for the sale of U.S. Government-owned shares of common stock in the Bank of the Ryukyus, Limited (BOR).

USCAR is offering 1,147,500 shares of common stock at $2.65 per share. Subscriptions for the shares will be accepted at the principal office and all branch offices of the BOR in the Ryukyus during a one week period, Mar. 1-7.

Any person desiring to purchase the shares, a USCAR spokesman explained, should submit an application form at a BOR office during that period. The application form must be accompanied by a certificate of residence, by a document requesting transfer of the desired shares to the applicant's name, and by a subscription deposit equivalent to the purchase price of the shares desired. The deposit will bear no interest and will be used to pay for the shares after the allotments are made.

Once the application is deposited with a BOR office, it cannot be withdrawn, the spokesman said. He added that the minimum number of shares to be purchased will be 100, with additional purchases to be made in 100-share increments. The maximum purchase by an individual will be limited to 30,000 shares and the maximum for a corporation will be 40,000 shares.

Persons entitled to subscribe to the shares are the following:

-- Ryukyuans with family registers located in the Ryukyu Islands and who have their permanent domiciles in the Ryukyus as of March 1, 1972;

-- Ryukyuan public entities and public corporations;

-- Other Ryukyuan corporations having their principal offices in the Ryukyus and which are controlled by persons with permanent domiciles in the Ryukyus;

-- Amami-Oshimans who have resided in the Ryukyus since prior to Dec. 25, 1953 and who are semi-permanent residents of the Ryukyus.

(Over)

At the close of the subscription period USCAR will allot the shares to be purchased by each subscriber. If the shares are over-subscribed, each subscriber will be notified of his allotted shares as soon as possible after the allotment procedure is completed.

A formal notification of the shares allotted to and paid for by each subscriber will be delivered to the subscriber, along with any part of the subscription deposit not used, between Mar. 17 and 23 at the BOR office at which the application form was presented.

Share certificates will be delivered, beginning Mar. 24, at the same BOR offices.

The spokesman added that the price at which the shares are to be offered, and the procedures by which the offering will be made, were determined with the assistance of the Nomura Securities Company of Tokyo and of its affiliated Research Institute of Technology and Economics.

(END)

NEWS RELEASE

PLEASE NOTE DATE

THE HIGH COMMISSIONER OF THE RYUKYU ISLANDS

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT
URASOE, OKINAWA
(APO SAN FRANCISCO 96248)
TEL: 72153

ニュース・リリース：72-23　　1972年2月17日

米国の琉銀株、3月1日から売却

沖縄，浦添，2月17日――米国民政府は、今日、　米国政府が所有する琉球銀行の普通株を売却する条件を発表した。

米国民政府は、一株2ドル65セントで、1,147,500 株を放出することになつている。

株の購入申込は、3月1日から7日までの一週間、琉球銀行の本店及びすべての支店で受け付けることになつている。

株の購入希望者は、3月1日から7日までの間に、琉銀の本店か支店に購入申込書を提出しなければならないと民政府スポークスマンは語つた。　又、購入申込書の他に、住民票、購入希望株を申請者名義に譲渡することを要請した書類及び購入希望株数の購入価格に相当する購入預金を添えて提出しなければならない。　この購入預金には利息はつかず、株の割り当が行なわれた後に、株の購入金にあてられる。

一端、申込書を琉銀に提出すると、それを取り消すことは出来ないと同スポークスマンは語り、更に、最低購入株数は100株とし、100株づつ上積することとするとつけ加えた。　個人の最高購入株数は、30,000 株、そして、法人の最高購入株数は40,000 株を限度とする。

株の購入資格条件は次の通りである。

―― 沖縄に戸籍を有し、1972年3月1日現在、沖縄に本籍を有する者.

―― 沖縄の公共団体及び公社.

―― 沖縄に本社をもち、しかも沖縄に本籍を有する者が管理している沖縄の法人.

―― 1953年12月25日以来、継続して沖縄に居住している奄美出身者で沖縄に永住権を有する者.

購入申込期間が終った後、米国民政府は、各応募者に売却する株の割り当てを行なう。もし、株の購入応募者の数が売却株よりも上まわった場合は、株の割り当て手続が完了次第、株の割り当てについて各応募者に通知することになっている。

各応募者による支払い済みの割り当て株に関する正式の通知書は未使用の購入預金と共に、来る３月１７日から２３日の間に、申込書を提出した琉銀の事務所で各応募者に渡される。

株の購入証明書は、上記の琉銀事務所で３月２４日から配り始めることになっている。

売却される株の価格及び株の売却方法は、東京の野村証券会社とその子会社である技術経済調査研究所の援助を得て決定された、と同スポークスマンは語った。

野村

（完）

NEWS RELEASE

PLEASE NOTE DATE

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT
URASOE, OKINAWA
(APO SAN FRANCISCO 96248)
TEL: 72153

FOR IMMEDIATE RELEASE:

NEWS RELEASE: 72-23
February 17, 1972

U.S. SHARES IN BOR TO GO ON SALE MARCH 1

URASOE, Okinawa, Feb. 17 -- The U.S. Civil Administration of the Ryukyus (USCAR) today announced the terms and conditions for the sale of U.S. Government-owned shares of common stock in the Bank of the Ryukyus, Limited (BOR).

USCAR is offering 1,147,500 shares of common stock at $2.65 per share. Subscriptions for the shares will be accepted at the principal office and all branch offices of the BOR in the Ryukyus during a one week period, Mar. 1-7.

Any person desiring to purchase the shares, a USCAR spokesman explained, should submit an application form at a BOR office during that period. The application form must be accompanied by a certificate of residence, by a document requesting transfer of the desired shares to the applicant's name, and by a subscription deposit equivalent to the purchase price of the shares desired. The deposit will bear no interest and will be used to pay for the shares after the allotments are made.

Once the application is deposited with a BOR office, it cannot be withdrawn, the spokesman said. He added that the minimum number of shares to be purchased will be 100, with additional purchases to be made in 100-share increments. The maximum purchase by an individual will be limited to 30,000 shares and the maximum for a corporation will be 40,000 shares.

Persons entitled to subscribe to the shares are the following:

-- Ryukyuans with family registers located in the Ryukyu Islands and who have their permanent domiciles in the Ryukyus as of March 1, 1972;

-- Ryukyuan public entities and public corporations;

-- Other Ryukyuan corporations having their principal offices in the Ryukyus and which are controlled by persons with permanent domiciles in the Ryukyus;

-- Amami-Oshimans who have resided in the Ryukyus since prior to Dec. 25, 1953 and who are semi-permanent residents of the Ryukyus.

(Over)

At the close of the subscription period USCAR will allot the shares to be purchased by each subscriber. If the shares are over-subscribed, each subscriber will be notified of his allotted shares as soon as possible after the allotment procedure is completed.

A formal notification of the shares allotted to and paid for by each subscriber will be delivered to the subscriber, along with any part of the subscription deposit not used, between Mar. 17 and 23 at the BOR office at which the application form was presented.

Share certificates will be delivered, beginning Mar. 24, at the same BOR offices.

The spokesman added that the price at which the shares are to be offered, and the procedures by which the offering will be made, were determined with the assistance of the Nomura Securities Company of Tokyo and of its affiliated Research Institute of Technology and Economics.

(END)

NEWS RELEASE

PLEASE NOTE DATE

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT
URASOE, OKINAWA
(APO SAN FRANCISCO 96248)
TEL: 72153

ニュース・リリース：72-23　　1972年2月17日

米国の琉銀株、3月1日から売却

沖縄，浦添，2月17日――米国民政府は、今日、　米国政府が所有する琉球銀行の普通株を売却する条件を発表した。

米国民政府は、一株2ドル65セントで、1,147,500 株を放出することになつている。

株の購入申込は、3月1日から7日までの一週間、琉球銀行の本店及びすべての支店で受け付けることになつている。

株の購入希望者は、3月1日から7日までの間に、琉銀の本店か支店に購入申込書を提出しなければならないと民政府スポークスマンは語つた。　又、購入申込書の他に、住民票、購入希望株を申請者名義に譲渡することを要請した書類及び購入希望株数の購入価格に相当する購入預金を添えて提出しなければならない。　この購入預金には利息はつかず、株の割り当が行なわれた後に、株の購入金にあてられる。

一端、申込書を琉銀に提出すると、それを取り消すことは出来ないと同スポークスマンは語り、更に、最低購入株数は100株とし、100株づつ上積することとするとつけ加えた。　個人の最高購入株数は、30,000 株、そして、法人の最高購入株数は40,000 株を限度とする。

株の購入資格条件は次の通りである。

―― 沖縄に戸籍を有し、1972年3月1日現在、沖縄に本籍を有する者.

―― 沖縄の公共団体及び公社.

―― 沖縄に本社をもち、しかも沖縄に本籍を有する者が管理している沖縄の法人.

―― 1953年12月25日以来、継続して沖縄に居住している奄美出身者で沖縄に永住権を有する者.

購入申込期間が終った後、米国民政府は、各応募者に売却する株の割り当てを行なう。もし、株の購入応募者の数が売却株よりも上まわった場合は、株の割り当て手続が完了次第、株の割り当てについて各応募者に通知することになっている。

各応募者による支払い済みの割り当て株に関する正式の通知書は未使用の購入預金と共に、来る3月17日から23日の間に、申込書を提出した琉銀の事務所で各応募者に渡される。

株の購入証明書は、上記の琉銀事務所で3月24日から配り始めることになっている。

売却される株の価格及び株の売却方法は、東京の野村証券会社とその子会社である野村技術経済調査研究所の援助を得て決定された、と同スポークスマンは語った。

（完）

注　意

1．本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2．本電の主管変更その他については横関班に連絡ありたい。

電信写

総番号（TA）11938　　主管

72年3月09日12時35分　沖縄　発
72年3月09日12時56分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬　大使　臨時代理大使　総領事　代理

民政府保有のりゆう銀株式の売却

第144号　平

往電第28号に関し、

米民政府はその保有するりゆう銀株式（1，147，500株）を民間に開放するために、3月1日から7日までの間にりゆう銀のまど口を通じて購入申し込みを受付けたが、その結果、申込み件数は3，543件、申し込み株数は5，180千株（売却価格は1株2ドル65セントであるから13，727千ドル）で4．5倍の倍率となつた。このため、民政府は各応ぼ者に対する株の割当方法について、株価の評価に当つた野村証券などの意見を参考にして、3月13日か14日までに決定し、3月17日から各応ぼ者に割当通知書を渡すこととしている。

なお、民政府の意を受けてりゆう政の金融検査庁の担当官がりゆう銀の主要支てんにおいて購入申し込み状況を調査したが、現在までのところ、購入資格条件に違反する者等は判明していない模様である。

（了）

外務省

大政事外外儀官
務務次次　典房
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給

調査長	参企析調
領移長	参領旅査移
長	参地中東二 北東一西
米長	参北北保
中南審	参一二
欧長	参西東洋 西東
近ア長	参書近ア
経長	次総経国資 一源 参賀統国
経協長	参政技一理 国企二
条長	参条協規
国長	参政経科 軍社専
情長	参道内外
文	参一二

46. 2. 1. 読売（朝刊－2面）

琉銀株、復帰前に沖縄側に放出

米民政府発表

【那覇・竹下特派員三十一日発】

米民政府は、同政府が所有している琉球銀行株式を「復帰前の適当な時期」に沖縄側に放出すると、三十日発表した。この発表は同政府の持ち株を「沖縄の購買者に優先権を与えて処理する」と述べているが、同銀行は資本金百五十万ドル、株式の五十％を米民政府が保持している。このため、復帰との関連で米民政府がこの株式をどのように処理するかが注目されていた。

同政府が株式処理について態度を明らかにしたのは、これが初めてだが、「沖縄側購買者」に優先権を与えて放出することを決めたのは、この株式が目下日米間で進められている沖縄の米国銀行買い取り交渉のワクの外におかれたためとみられる。

また当地の金融筋は発表に述べられた「適当な時期」とともに、株価がどの程度になるかに大きな関心を寄せている。

琉銀、株式会社へ移行

臨時株主総会

米株の放出焦点に
資本金一躍倍額に増資

琉球銀行は十四日の臨時株主総会を経て、商法上の「株式会社」へ移行、同時に米民政府株の開放への布石として、資本金を三百二十七万五千ドルに倍額増資した。これによって、当面の焦点は、同行の米民政府株の開放にしぼられてきたが、総会に出席したフィアリー民政官は、①株の放出に関するいっさいの事務手続きの準備は二月末日までに完了、売却実施は三月初旬の予定②そのさい、第一の買い手は沖縄に本籍を有する者、ならびに一九五三年十二月二十五日以来、継続して沖縄に住む奄美出身者に限る③購入最低限度は百株とし、個人の場合は三万株、法人の場合は四万株を最高限度とする—など、米民政府保有株百十四万七千五百株(額面総額百六十八万七千五百ドル)の具体的な放出計画を明らかにした。

一同行は一九四八年五月四日、軍政布令第一号に基づいて設立され、米民政府出先機関の特殊銀行として、戦後沖縄経済の中枢をになってきたが、その〝性格〟は二十四年目にして純粋の地方銀行へ脱皮したことになる。新役員は、崎浜秀英頭取、原国政良副頭取、田場典正専務ら、理事制の旧役員がそのまま再選された。

この日の臨時総会は、①琉球銀行条例の一部改正②定款の確立—が議案。米民政府保有株の開放準備として、琉銀条例第六条の「資本金は百五十万ドルとし、これを百五十万株に分け、一株の額面金額を一ドルとする」を「資本金は三百二十七万五千ドルとし、これを二百二十五万ドルに分け、一株の額面金額を一ドル五十セントに改正した。また、商法に基づく株式会社への移行措置として、定款を採用、現行琉銀条例、同付則の中から定款に該当する部分をこれに切り替え、改正したものである。

この結果、同行の資本金は現在の百五十万ドルから二倍強へ増資、授権資本は九百万ドルへ拡大されたことになり、旧株一株に対し、新株一株を無償配当、額面は一株一ドル五十セントへ増額された。

同行の説明によると、増資の目的は、従来、資本金(百五十万ドル)が株主勘定(二千二百七十二万二千ドル)に対して、比率が低いので、これを調整する必要があったとしており、任意積立金三百九十七万七千ドルのうちから百八十万五千ドルを取りくずし、資本金に振り替えている。

また、増資によって、株開放のさい、その広域化と株式取得能力を高めることをねらい、同行の株価は、従来、八倍から十二倍に評価されており、気配相場でさえ一株四ドルの高値。開放株の取得を、「第一に琉球住民」を優先する方針とはうらはらに、「高い買い物」になることから、沖縄での消化能力が懸念されていた。今回の増資で、一株当たりの価値は、かなり低下したが、実際の開放価格はまだ、公表されていない。

なお、一株の額面を一ドル五十セントへ増額したのは、将来必要に応じて本土株式市場へ上場することを考えてのものだといわれる。現在、上場株の額面は、一株五百円以上が基準となっている。

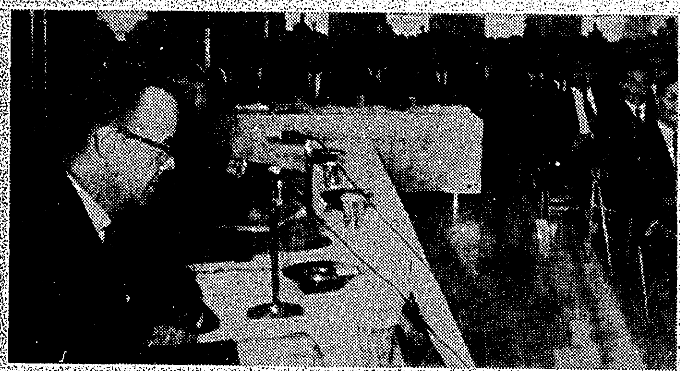

法人組織として、装いも新たに再出発を決めた琉銀臨時株主総会(左手前はステートメントを発表するフィアリー民政官)

民政官ステートメント
三月初旬に売却
個人には三万株が限度

フィアリー民政官は十四日の琉銀本店で開かれた同行臨時株主総会の席上、琉銀の法人組織移行に伴って、米民政府の同行保有株五一%を放出する具体的な計画を発表、同時に琉球銀行の設立をうたった軍政布令第一号の改正を交付した。同布令は、琉銀に設置された米財務省勘定などの関係から、復帰まで廃止されないもよう。

フィアリー民政官のステートメントの要旨は次のとおり。

一、米国の持ち株五一%を放出するさいの、米国のめざす目的は、琉銀が日本法の下に健全で活力ある金融機関として存続し、一般大衆の信用を得ることを確立することにある。この目的を援助するため、米民政府は国際的に有名な野村証券とモーガン信託保証会社(ニューヨーク)と契約を結んで、仕事をさせてきた。両証券会社による米国所有株の評価はすでに完了、野村証券はすでに株の売却計画とその内容説明書の準備も完了したが、今後も引き続いて株の売却について米民政府のコンサルタントをつとめることになっている。

二、本土大蔵省に対しても、株の売却計画は連絡済みである。株の放出に関する一切の事務手続きの準備は二月末までに完了、株の売却は三月初旬に実施される予定である。株の購入証明書は三月三十一日までに買い手に届けられることになっている。

三、株の放出に当たり、株の広域化をはかるため、個人(沖縄)の場合、三万株、法人(沖縄)の場合四万株を最高限度とする。最低限度は百株である。買い手が放出株を上回る場合は、適切な割り合いで減らす。

四、琉銀は株の売却に当たって米民政府の代理店として働き、同行の地元施設を使用する。売却発表は報道機関を通して行なう。第一の買い手は沖縄に本籍を有するもの、ならびに一九五三年十二月二十五日以降、継続して沖縄に居住する奄美出身者に限る。沖縄に本社を持ち、しかも沖縄に本籍地を持つ個人が管理している沖縄の法人も米国所有の株を購入することができる。さらに、沖縄の公共団体も購入権を有する。

琉球新報　昭和47年(1972年)1月15日　土曜日

琉銀、株式会社へ移行

民政府株二月末に放出

株主総会で承認

頭取に崎浜秀英氏

崎浜頭取

琉銀は、米民政府株の放出にともない、四日午後四時から臨時株主総会を開き、布令二号（銀行法の制定）に基づく特殊法人から株式会社・琉球銀行への移行を承認した。移行に伴って資本金を現行（百五十万ドル）の倍額に増資、二百三十七万ドルにした。二次、フィブリー米民政副長官ら米政府の代表二人、布令改正の承認を協議するとともに、五二％の米民、（同副総裁）の専務に田島興正（同専務）の三氏のほか、常務、役員は退任された。なお、頭取の評価額は明らかではないが、相場は四ドル二十五セントといわれ、これに近い額にな

米民政府は、三月初旬に売却する予定。株の買い手が放出株になりもよりの場合は適切な

沖縄に本店を有する特殊法人から『株式会社琉球銀行』への移行を承認した株主総会（一四日午後、琉銀本店）

頭取に崎浜秀英氏

米国の持ち株五一％を放出する目的は、琉銀が旧本法のもとで国会で活力ある金融機関として育成、いち早く大衆の信用と信頼を得ることを確保することにある。このため米民政府は国際的に有名な野村証券会社とニューヨークのモーガン・ギャランティー・トラスト・コンパニー（モーガン信託銀行）と契約を結んで仕事をさせているが、米国保有株の評価はすでに完了し、売却計画と内容は、日本政府と緊密に協議している。

一切の手続きは二月までに完了

株の購入権を有する。

第二次大戦後、沖縄経済の再建を援助する目的で琉銀が設立（一九四八年五月）されたとき、米国は琉銀に対して五〇年以来、同行の正資産は

二十一万五千五百四十二ドルから現在の二千二百七十二万二千百九十二ドルに増加した。預金高も四百九十五億六千五百八十万円から七千八百三十二億に増加

株の広域化をはかるため、個人（沖縄住民）の場合は四万株、法人（沖縄の）の場合二万株、法人（沖縄のこの場合四万株を最高限度として二月末に売却される。購入可能な株数は七二年三月三十一日までに払い込まれた株金額の内訳は次のとおり。

沖縄に本店を有する法人、一九五三年十月二十日以来、継続して沖縄に居住している琉球出身者に限られる沖縄に本社を持つ個人が管理している沖縄の法人も国所有の株を購入することが出来る。さらに沖縄の公共団体も同じように

■保有株世替のため、株式会社に移行する公衆から同移行を承認、十四日から「株式会社琉球銀行」として再スタートした。これにより先に米民政府は銀行条例と一部改正し「銀行の資本金は百五十万ドル」を「一万二千ドル」に対して比率が低いので、これを調整した。任意積み立て金三百九十七万七千ドルのうちから百八十七万五千ドルを資本金に振り替え、資本金を三百二十七万五千ドルに増資するための措置によって米民政府保有株の開放をその内容としてより多くの人びとに株式取得の機会を与える③一株の額面金額を一ドルから五十セントとしたのは将来公開されれば株主の株式市場へ上場するときそれを可能にするためである」としている。